

政治資金規正法施行令・施行規則等の改正案について

令和 6 年通常国会 (※1) 及び臨時国会 (※2) における政治資金規正法の一部改正に伴い、政省令の改正を行う。

(※1) 政治資金規正法の一部を改正する法律 (令和 6 年法律第 64 号)

(※2) 政治資金規正法の一部を改正する法律 (令和 7 年法律第 1 号)、政治資金規正法等の一部を改正する法律 (令和 7 年法律第 2 号)

主な改正内容

1 改正法により新たに規定された書面の様式の新設 [令和 8 年 1 月 1 日施行]

※国会議員関係政治団体において新たに作成が必要となるもの

○ 代表者による確認書

会計責任者が法に従い収支報告書を作成していることを代表者が確認し、交付する書面

○ 残高確認書

12月31日時点の預貯金口座の残高を確認するための書面

○ 差額説明書

翌年への繰越しの金額と残高確認書のコличествоが一致しない場合に理由を記載する書面

2 収支報告書のデータベースに関する規定の新設 [令和 9 年 1 月 1 日施行]

○ データベースの対象から除外される個人寄附者等に係る事項の範囲を規定

個人の寄附者、パーティー券購入者の氏名等が記載された様式に記載された情報を除外

3 新たに国会議員関係政治団体とされた団体に係る届出様式の新設

[(1) 令和 7 年 10 月 1 日施行、(2) 令和 8 年 1 月 1 日施行]

(1) 政策研究団体 (派閥)

(2) 国会議員関係政治団体から年間 1,000 万円以上の寄附を受けた政治団体

4 収支報告書の様式等の改正 [(1) 令和 9 年 1 月 1 日施行、(2) 令和 8 年 1 月 1 日施行]

(1) 外国人等による政治資金パーティーの対価支払の禁止に伴う、特例上場日本法人 (※) から政治資金パーティーの対価の支払を受けた場合における記載方法の追加

(※) 発行済株式の過半数を外国人等が保有する日本法人のうち、株式が金融商品取引所において 5 年以上継続して上場されているもの

(2) 国会議員関係政治団体から年間 1,000 万円以上の寄附を受けた政治団体が国会議員関係政治団体とみなされることに伴う、寄附を受けた場合における記載方法の追加

以上のほか、

- ・少額領収書等の写しの開示請求等のオンライン化に対応する規定の整備
- ・政党助成法施行令・施行規則、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律施行規則の改正を行う。